

賃上げサポート補助金

令和4年6月

- ◆依然不透明な世界情勢の下、物価・資源価格が高騰する中で、中小企業においても、コスト上昇分の価格転嫁を進め、賃金の引上げにつなげていくことが重要です。そのためには、生産性向上や人材投資など、付加価値を高める経営が求められます。
- ◆富山県では、このような生産性改善・賃上げに取り組む中小企業を支援するための補助金制度を新設しましたので、国の助成金制度とともにご活用ください。

支援のあらまし

賃金引上げ + 設備投資等 → 設備投資等に要した費用の一部を助成

厚生労働省 (富山労働局)

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者において、

- ① 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ
- ② 設備投資等

〔機械設備
・コンサルティング導入
・人材育成・教育訓練 等〕
を行った場合に、

その費用の一部を助成。

費用の
9/10 (※1)

上乗せ

費用の
1/10 (※2)

R4.6
新設

富山県 賃上げサポート 補助金

県内企業を対象に、
業務改善助成金の額に**上乗せ補助**。

補助率：対象費用の **1/10** (※2)

(※1) 業務改善助成金の助成率は、最大で9/10です。【上限額あり】
(助成率は賃金引上げの額、対象労働者数等によって異なります。)

(※2) 県の補助率は、国の助成率にかかわらず一律1/10です。【上限額あり】

➡ 富山県賃上げサポート補助金の概要については、**裏面**をご覧ください。

➡ 申請書類など詳細は、富山県ホームページでご確認ください。

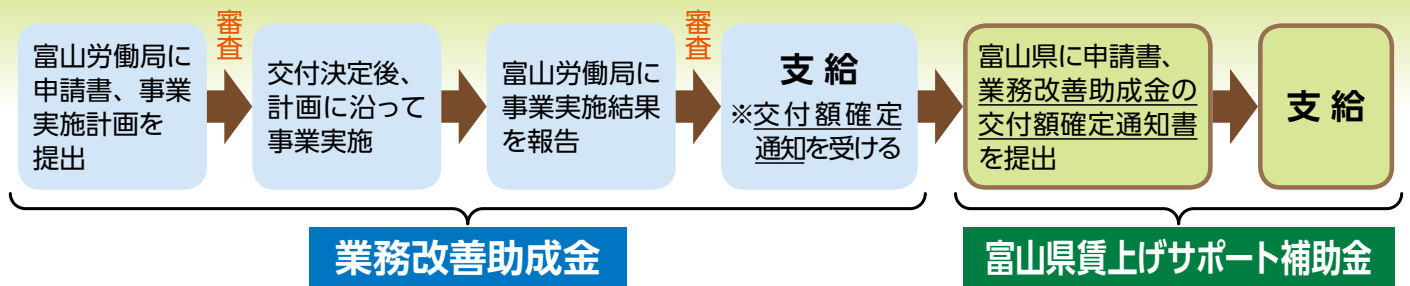
富山県 賃上げサポート 検索



富山県は、地域経済の好循環(企業の生産性向上→賃金上昇→消費活性化)を目指します

申請・問い合わせ先

富山県賃上げサポート補助金支給までの流れ



補助対象 補助率

補助対象：令和4年4月1日以降に富山労働局に交付申請を行った業務改善助成金であって、令和5年2月28日までに交付額確定通知を受けていること。

補助率：対象費用の **1/10** (一律) ※上限額あり (国の助成上限額の1/10)

申請方法

令和5年3月10日【必着】までに、所定の申請書類(業務改善助成金の交付額確定通知書を添付)を富山県労働政策課に提出してください。

※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に受付を終了する場合があります。

業務改善助成金の概要

詳細は、厚生労働省・富山労働局ホームページをご確認ください。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	<ul style="list-style-type: none"> ●事業場内最低賃金900円未満^(※2)の事業場 4/5 生産性要件を満たした場合 9/10^(※3)
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上 ^(※1)	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	<ul style="list-style-type: none"> ●事業場内最低賃金900円以上の事業場 3/4 生産性要件を満たした場合 4/5^(※3)
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上 ^(※1)	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	<ul style="list-style-type: none"> ●事業場内最低賃金900円未満^(※2)の事業場 4/5 生産性要件を満たした場合 9/10^(※3)
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上 ^(※1)	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	<ul style="list-style-type: none"> ●事業場内最低賃金900円以上の事業場 3/4 生産性要件を満たした場合 4/5^(※3)
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上 ^(※1)	600万円	

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、その費用の一部を助成。

申請期限：令和5年1月31日
事業完了期限：令和5年3月31日

助成対象事業場

以下の2つの要件を満たす事業場

- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- 事業場規模100人以下

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①または②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算定した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

